

安曇野市結婚新生活支援事業補助金

1. 趣旨

結婚を考えている若年世代に対して、新たに結婚生活を始めるにあたり発生する経済的負担を軽減し、少子化対策及び若年世代の定住促進に資するため、当該新婚世帯に対して補助金を交付するもの。

2. 事業内容

夫婦共に婚姻日における年齢が39歳以下（世帯所得500万円未満）の世帯を対象に、結婚に伴う費用を補助するもの。

- (1) 夫婦共に29歳以下の世帯 上限60万円（補助率10/10）
 (2) 上記以外の場合（夫婦共に39歳以下） 上限30万円（補助率10/10）

3. 補助対象経費

(1) 住宅取得費用

○対象	住宅の購入費、工事請負費
×対象外	土地の購入費、住宅ローン手数料

(2) 住宅賃借費用

○対象	賃料、敷金、礼金、共益費、仲介手数料
×対象外	駐車場代、鍵交換代、クリーニング代、更新手数料、保険料などオプションに当たる費用

(3) 引越費用

○対象	引越業者又は運送業者に支払った費用
×対象外	自らが引越しを行うために使用する自動車の賃借料や燃料代等、引越しに協力した者への報償、引越しに伴って発生する不用品の処分費

(4) リフォーム費用

○対象	住宅の機能の維持又は向上を図るために行う修繕、増築、改築、設備更新等の工事費用
×対象外	倉庫、車庫に係る工事費用、門、フェンス、植栽等の外構に係る工事費用、エアコン、洗濯機等の家電購入・設置に係る費用など

4. PR方法

- (1) 婚姻届用紙と一緒に案内チラシを配布（市民課、支所、宿日直）
 (2) 市公式HP、広報あづみのへの掲載

- (3) 結婚相談事業業務委託先からの案内
- (4) 暮らし支援協議会団体からの案内（各団体に相談があった場合）
- (5) 案内チラシの配架
 - 銀座NAGANO、長野県移住サポートデスク（名古屋・大阪）
 - ふるさと回帰支援センター（東京・大阪）
 - 結婚相談事業業務委託先